

△「薬物・たばこ・酒」に関する意識等調査について

◆（加納委員） 確認だけいたします。

まず、今回、薬物とたばことお酒を別にした形で併記してアンケートをとっていますが、本来、薬物の中にたばことお酒というが入っていると認識しているのですが、その認識でよろしいのでしょうか。

◎（岡田教育長） そのとおりです。法規制されている麻薬や覚醒剤だけではなく、嗜好品でありますたばこのニコチン、酒のアルコール、病気の治療や予防で使われる医薬品全てが薬物となります。

◆（加納委員） それから、今御説明いただいた1ページ目の質問6の表の下の中学2年生その他意見で、使いたいと心から思う人は勝手に使えばいいという意見と他人に迷惑がかからないなら自由ではないのかという、このことについて局長としての感想はいかがですか。

◎（岡田教育長） 今回の調査は、学校の先生を経由しないで、子供たちに回答を出させました。それは、先生を通して学校で回収しますと、しっかりチェックされるという子供たちの意識も働いてしまうと思いましたので、本音としてはどうなのかということもしっかり確認したいと思ひまして、直接子供たちから回答を求めました。そうしましたら、このような回答の記述があったということで、子供たちの気持ちの中にこういうものが潜んでいるということは私たちもしっかりと受けとめて、必要な教育をしていかなければいけないと改めて感じています。

◆（加納委員） 私もびっくりしたのですけれども、これはアンケートですから、本音と捉えざるを得ないので、その方向でしっかりと指導していただきたいなということからすると、薬物・たばこ・お酒に対する指導を教育の現場でどう進めていくかというのは大変大きな問題ですので、実態をしっかりと把握した上で、教員と学校現場と教育委員会と連携して進めていただきたい。

それから、このことについて、さきの一般質問で我が党から御質問いたしまして、そのときに市長から大人の吸っている状況とか、大人のそういった環境を見て子供が影響を受けるという御答弁もあったのですけれども、そのことについて教育長の御見解はいかがですか。

◎（岡田教育長） 嗜好品を使うマナー、あるいは健康に対してどのくらい認識を持っているかというのは、私たちが子供たちに身をもって教えていかなければならないことの一つでもあると考えています。

委員御指摘のとおり、今教職員、あるいは私たちが喫煙や飲酒に対して、きちんとマナーを守って取り組んでいるということを見せないといけないと思ひますので、そこはしっかりと頑張りたいと思ひます。

◆（加納委員） 実は4月27日に行われた記者発表資料をいただきましたが、そこに本日の資料に記載はないのですけれども、質問12があります。今回の資料で言うと、3ページの質問10とほぼ同じことなのですけれども、質問10では、たばこについてあなたはどう思いますかという質問に、健康に悪い、空気が汚れる、煙が嫌だということが書かれていますが、記者発表資料の質問12、たばこの煙で嫌な思いをしたことがありますかという質問について、ほとんどの方があると書かれています。私も市民相談をいただいて、今は煙ではなくて、においなのです。煙というのは、今ルール・マナーとして、嗜好品ということもあるのだけれども、それぞれが工夫してやってきているのだが、どうしてもにおいについて一歩おくられている。担任の先生の喫煙後のおいについて、子供が物すごく刺激を受けて大変な思いをしたという市民相談を私もいただいていますけれども、においについて教育長はどういう御

見解ですか。

◎（岡田教育長） 私も嫌いでございますので、子供たちが刺激臭として感じてしまうにおいを持って教壇に向かっているとすれば、いささか問題だなと今思っております。

どういう形でおいが消せるのか、あるいは少なくとも子供に向き合うときには控える心構えぐらいはないといけませんと思いますので、急ぎ検討いたします。ただ、そのにおいがどうやると移らないのかというのは私も専門的な知識がなくて申しわけないのですけれども、エアーのような消毒がいいのか、そもそもどうしたらいいのかということをし少し検討いたします。

◆（加納委員） 今ネット等で検索すると、煙もそうだけれども、におい。このにおいを起こさせる微粒子、これはPM2.5と言われており、この微粒子をどう消すかということが、今言ったにおいをどう消すかということになるので、そういったことも含めて、今回のアンケートを通じて、お子さんたちが影響を受けないような、煙だけではなくてにおい、微粒子、PM2.5という観点からの検討をしていただければありがたいです。

それから、記者発表資料の最後に、今後の活用についてで教育委員会事務局からの今後について、それから一緒にやっている健康福祉局からの今後についてということで、周囲の大人に対する喫煙と受動喫煙防止、これをしっかり進めていきたいというお話があるのですけれども、まず教育委員会として喫煙率がどうなっているのだろうかということをお話していただけませんか。

◎（魚屋教職員人事部長） 平成27年度のデータですが、教職員の喫煙率は10.6%となっております。

◆（加納委員） 教職員の喫煙率10.6%。では、教職員ではなくて教育委員会そのものの喫煙率はどうなっていますか。

◎（岡田教育長） 教育委員会事務局の職員の喫煙状況ですけれども、平成27年度で12.4%になっています。

◆（加納委員） 先ほど来言った今後の課題としてどう進めていくかということで、教育委員会事務局も、それから現場にいる教職員の皆さん方もこのアンケートを踏まえながら今後しっかりと推し進めていかなければならないと思うのです。

それで、教育委員会事務局のほうは、毎回パーセンテージを見ながら予防だとか改善だとか周知だとか啓発だとかということもやっていると思うのですけれども、大人に対して、教職員に対して、どういう対応をしているのかだけ教えてください。

◎（魚屋教職員人事部長） 教員に関しましては、禁煙週間のときに啓発を行ったり、あと初任者研修等のさまざまな研修の場で禁煙について取り上げて取り組んでございます。

◎（高倉担当理事兼総務部長） 職員につきましては、喫煙による健康を損なうリスクに関する情報提供や禁煙の支援、あるいは勤務時間内に喫煙を減らすことの周知などを行っております。

◆（加納委員） 時間も気にしながらしゃべります。

まず教職員に対して、今毎年パーセントを出して、それを基準にしてさまざまな指導をされていると思うのだけれども、喫煙率というのは健康診断だとか、そういった中で上がってくる、ある意味では任意で書いてもらっている、その数をまとめて出していると思うのです。ただ、私の調査によると、教育委員会の調査は正確ではないと僕は思っている。なぜならば、教育委員会が喫煙率を出したり、喫煙率をもとにさまざまな指導をしているのだけれど

も、喫煙率の出し方が総務局がやっているパターンと違って、皆さん方はそれぞれ個別にドックに行ったり。それもどうぞと推進しているのだけれども、その方たちの喫煙率は全く把握されていないというのが現状なのです。それも数を見ると、27%から28%、約30%の教職員のデータがそこに反映されていなかった。

したがって、子供にアンケートをとって、においやら環境やいろいろなことがあると言われていて、嗜好品とはいえ、周辺にいる大人の環境は大事だねということ踏まえながら、教育委員会も、一緒にやっている健康福祉局も毎年喫煙、また受動喫煙対策を進めているのだけれども、肝心のデータが正確ではない。30%弱が入っていない中でデータが出されているというのは調査してわかったのだけれども、そのことについて事実かどうかということ、教育委員会として、現場の職員の喫煙率も含めてしっかりと出すべきだと思うのだが、いかがでしょうか。

◎（岡田教育長） 教職員の場合は、健康診断のやり方といたしますか、少し問題がございまして、それを補完するために個人での人間ドックなどを推奨しているというのはそのとおりでございまして、その率も非常に高くなっています。そのために、その受診の内容と健康診断で実施している喫煙の情報がリンクしていないということも確かでございますので、今年度からは人間ドックで受診している教職員から問診票を提出してもらいまして、喫煙状況をしっかり把握したいと思います。

◆（加納委員） 最後にしますけれども、基礎となるデータが全く違っている中で物事は進まないのです。だから、とり方を変えるべきだと思う。今年度からそれをしていただけたということですから、どうかまず実態を把握した上で、子供たちがここの質問で答えていることをどうクリアしていくかということもしっかり進めていただきたい。

もう一つは、産業医との兼ね合いがどうなっているかということも知りたいので、教育委員会の産業医は50人以上だと思うけれども、そこにどのように産業医がかかわっているのかという資料がもしいただければお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

◎（岡田教育長） それでは、後ほど提出いたします。

◆（加納委員） あります。市民協働の一環で、横浜市として、ファイザーも含めて、収益を目的とする企業とどうタイアップするかとか。財団だとかNPOだとかということもあるけれども、特に企業については今井上委員がおっしゃった御心配があるわけです。それが市民協働という枠の中でどこまで許されるのか、御心配されていることについてどう判断するかということは、一方で問題なのです、特に昨今は。

ということで、このことについては、市民局が横浜市長の諮問機関として、あるところに1年かけて議論してもらって、去年できたのです。この3月までに市民局で冊子をつくって、平成28年度から各局は徹底することになっているはずですが。柏崎副市長、もしわかっていたら御答弁いただきたいのですけれども、そういったものができているので、だから、もしその認識がなければ、1度市民局に確認されて、井上委員が心配されていることについて後で報告いただければいいのかなと思うのです。

◎（岡田教育長） 説明の仕方が悪くて申しわけなかったのですけれども、加納委員御指摘のように、市民協働で実施する場合の基準というのは、今回新しくきちんと整理されました。

もう一つ、今回の場合はファイザー株式会社と公民連携があり、その御懸念が生まれまいということもありまして、健康福祉局が最初に共創フロントに相談して、そこで議論し、きちんと整理した上でやっておりますので、その基準は教育委員会としては持っておりませんが、横浜市としての考え方、基準の中で整理いたしております。加納委員、ありがとうございます。

△請願第3号の審査、採決

◆（加納委員） 請願の理由と経緯などというところが書かれていて、2ページのところを確認したい。2ページの上から2行目、現状のままでは、経過措置が終了する平成32年4月には、2000人以上の子供たちが利用できなくなるというデータがあるというのだけれども、この件について、当局としてはどういう御見解を持っているのか、まず聞かせてください。

◎（藤沼青少年部長） この2000人でございますけれども、今各クラブからいただいております設定の定員数、それから現時点で条例の面積基準等を満たさない、それより超えた設定の人数が千数百人ありまして、多分、この請願ではその2000人を言っているということだろうと思いますが、これにつきましては、子ども・子育て支援事業計画では1万人を予定している放課後児童クラブによる人数でございますが、現時点でも1万人以上を超えていまして、今後各地域でキッズ転換を進めていき、全校転換できれば、入れなくて困る方は特になくなると思っております。

◆（加納委員） それから、もう一つ気になっているのが、その後の4行目の横浜市の云々から来て、平成27年度の実績は8カ所に過ぎず、このままのペースで推移すると、半数以上のクラブが経過措置期間内に分割・移転が実現できなくて、1000人以上の子供が放課後児童クラブを利用できないという実態が予想されますと言うのだけれども、これについても当局の見解を教えてください。

◎（藤沼青少年部長） これも私どもも読みまして、1000人という数を考えたのでございますけれども、これにつきましては、この中にありますように、今あるクラブを平成27年度自体8カ所しかできていないという話がありまして、それを5年分足し上げますと、四十ということで百数カ所のうちの半分ぐらいということで、この1000人を出しているのだらうと思っております。分割・移転のほうの支援を今私どもは鋭意進めておりまして、決して平成27年度実績のままで推移させるとは思っておりませんので、これについては恐らくそういった根拠だらうと思っておりますが、私どもとして、今年度も含め、分割・移転をもっともっとしっかり支援していきたいと考えているところでございます。そういった見解を持っております。

◆（加納委員） 私としては、気になっているところはそれ以外にもあったのだけれども、そうすると、今の請願の理由・経緯等書かれていて気になっているところからすると、今の当局見解だと心配ないよというお話だと思うのだけれども、局長はそれでいいのかな。

◎（田中こども青少年局長） 特に分割の推進については、平成27年から区役所のほうに学校連携担当課長をこども家庭支援課で一体化して、キッズ化、あと分割・移転等、放課後施策についても進める体制をとりました。あわせて、平成27年度はなかなか進みませんでしたけれども、個別の状況も十分把握いたしましたので、これから鋭意進めていくということで考えていますので、目標に向けた達成をしていくように鋭意努力してまいります。

◆（加納委員） モニター中継もされているし、議事録にも載るからね。今の言葉は確認しましたので、しっかりやっていただきたい。確認だけで終わります。

△平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

◆（加納委員） 僕のほうは確認です。先ほど小粥委員のほうからも保留児のこと、あれは本当にそう思います。いろいろ相談いただくと、あれが待機児童なのか保留児なのか、そういうことも含めてあるのだけれども、保育園に入れないので、お母さんが昼間は見て、おじいちゃん、おばあちゃんが帰ってくる夕方から子供を預けて、自分は夜の仕事に行かざるを得ないということをしながらか、いろいろ工夫している人たちが保留児の中にいる。だから、そういった部分では、その中身をしっかりと見ていただきたいというのが1つです。

それから、定員割れは、本当にそう思います。昔からやっておられるところもあるけれども、郊外だから駅から遠いということも幾つかあって、その定員割れも本当にどうするかという話があって、それをずっと放置しておくわけにもいかないから、今回、ここで言う4歳、5歳、2年ぐらいの新設園であいているところに入れようということで百三十数名入った。ああいうことも含めて、一生懸命御苦労されているということもよくわかる。

一方で、先ほど斉藤副委員長からもあったように、改めて定員割れをして、昔からの文化と思いがあってやっておられるところをどうこうというのはなかなか難しいところがあるけれども、遠くてあいているとかということもあるわけだから、それはまた関委員のほうからも定員割れの実態をということで資料をいただくとするのだが、そういったところをしっかりと見ながら、新たな定員数をどうするかとか、さっきおっしゃっていましたがはしっかりとやってもらいたい。

局長が、実は今検討しているのですという趣旨の言い方をされたのだけれども、それは本当に検討しているのか。検討しているとすると、どのぐらいのときに発表されるのか。検討しているということを前提に考えて、今後のスケジュールがここで答えできるならばお願いしたい。

◎（田中こども青少年局長） 先ほど申しました乳児のほうに定員を振り分けるとかということについては、既にもう始めております。これは一遍にというよりは、個々の園の状況を気にしながら、可能であるかとか。例えば、建物の部屋の構造、そういったことによって年齢別の保育がどうしてもそこで固定せざるを得ないところは、そういうわけにもなかなかいきませんので、個々の状況をお聞きしながら対応しております。それは、現在も進めておりますので、それは一括にいつということではなくて、逐次やっていきながらということになるかと思っております。

それから、先ほど申しました小規模保育との連携については非常に難しいところがございます、実際にどうできるかというのは、まだ我々もアイデアレベルで検討しているところでございます。ただ、一方で連携先を確保するという事は大きな課題ですので、今申し上げました空き定員対策としての成果が出るかどうかは別にして、連携先の確保等については、そういうことも含めて幅広く検討しておりますので、一定のところでは何かお示しできればと考えております。

◆（加納委員） 3ページにある副市長プロジェクトで幾つかやってきた中で、3番の既存資源の活用というところがある。そこが今ここで議論されているところが入ってくると思うのです。だから、そういった部分では、ずっとあいているところはずっとあいている。だから、そこをどうにかしなければならぬ。その中の工夫をしてあげれば、今は昔と違って、若い人は皆さん車に乗ったり、意外と自転車も……。あれは何と言うのか。電動自転車と言うのか。

（「アシスト」と呼ぶ者あり）

◆（加納委員） そうそう。ということもあるし、だからそういった部分では、今までの考え方と違って工夫してあげると、交通的なものも含めて、意外と活用ができるということもあるので、それは保留児をなくすということを考えて、ぜひしっかりとやっていただきたいということだけ要望しておきます。

△平成27年度横浜市における児童虐待の対応状況について

◆（加納委員） それでは、私も今関委員が言ったように、児童虐待もそうだし、それから児童相談所のことについても、皆さんと一緒に工夫して、お互いにしっかりと議論しながら、よい方向に向かいたいと思います。

それで、1つは、どこの局もそうなのだけれども、きょうの常任委員会を迎えるについて、我々常任委員会のメンバーに事前にきょう議論する資料を配付していただいて御説明いただいています。したがって、今回も右側に未定稿という形の中でいろいろと。ましてや数字が多いし、書類を出して、慎重に、活発なる議論をしてもらうということもあって、我々に事前に資料を提供していただいて御説明していただくのだけれども、どうも合点がいかないの

が今回の未定稿の資料です。多分全員に配られたと思うのだけれども、表があって、表の中に全部集計中と書いてあって、我々の説明のときには何がどうなったか全くよくわからない。それなのに、1番目の児童虐待相談の対応状況という表には集計し終わったものがきちんと出ているわけです。しかも、それぞれの表の上には数字だけは空白で、心理虐待の割合が多く、何%多いとかというのが全部書かれているわけです。数字だけが取ってあるわけです。表の中身は集計中なのです。集計中だったら、こんなの書けないのではないかと。局長、言っている意味わかっていただけますか。つまり、我々議員に活発に慎重に議論していただくという事前の説明をいただいているこの資料そのものがうそです。集計中ではないのだから。集計が終わっているから1番目のところに表がちゃんと書かれているし、さらに各表の上の説明のところ集計結果が出たがゆえに何%こちらより多い、少ないとか書いてあるわけです。だから、どうしてそれを見せないのか、何で変に隠しているのかと言いたいぐらいです。

そうすると、先ほど局長が説明したのかな。この後、記者発表するから、それまでにこの表が出てしまったらまずいぞ、きっとこういうことでしょう。そうすると、議会軽視ではないのか。我々に慎重に活発な議論をと、わざわざ説明に歩いてきてくれて、この資料をつくっていて、ここに書かれているのは全部集計中だから、まだ出ていないと思ったら、出ているからこういったことが書かれているのではないかと。

何のために事前資料を配って、何のために説明しているのかということからすると、これは違うのではないかと僕は思うのです。局長の見解をどうぞ。

◎（田中こども青少年局長） 今回の取り扱いについては、議論していただくための資料としては、非常に不十分で申しわけございませんでした。今後、事前にきちんと御議論いただける形で進めたいと思います。

◆（加納委員） 副市長、どこの局も同じ形で事前に資料はいただいたり、説明していただいたりするわけです。それは、多分、僕が以前からいろいろな副市長から教えていただいた活発に議論してもらおうとか、時間がなくて慎重に議論してもらおうということで、なるべく委員の皆様方には直近のデータをお示しするのだという形で資料は配られ、説明されているはずなのです。

今局長が言ったように、そうっていないということからすると、横浜市全体として事前に説明する意味だとか、そこで配られる資料の中身について、今回の資料を踏まえて、再度周知・徹底していただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

◎（柏崎副市長） 私も従前に委員からそういう御指摘をいただいたことをよく覚えております。委員会できちんと御議論いただく、あるいはさまざまな機会に御議論いただくためには、当日配付ではなく、まだ作成過程であっても、その段階での資料を事前にお出しして御説明しながら当日を迎えて、しっかり御議論していただくということについての我々のスタンスは変わっておりませんので、不適切な部分があれば、きちんと改めるようにしてまいりたいと思っております。

◆（加納委員） 局長、きょうは指摘だけしておきますから、もう一度持ち帰って検討していただいて、記者発表の前に出されてしまうと困るということがどうも何となくありそうなところもあるので、それだったら、むしろ、常任委員会のメンバーにその旨を伝えて、表に出さないで云々とか、いろいろな工夫の仕方があると思うのです。ということも含めて、資料については、どうか我々に提供いただき、事前に説明していただきたいと思うのです。

それで、この資料の中で、1つは、1番目の児童虐待相談対応件数とあるのだけれども、その後に小さな文字で児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数とあります。そうすると、その前の通告と相談がどのぐらいあったのかとか、どういう通告なのか、どういう相談だったのかとか、各区の状況だとかということを知りたい。これは通告と相談があって、それに対して調査した対応件数だと言うのだけれども、この通告・相談というのは、2番目の相談種別件数とイコールでいいのか。そうではない、別の数字があるのだというのであれば、その数字は資料として出していただけるのでしょうか。

◎（田中こども青少年局長） （2）以降は、（1）の対応件数の内訳的な分析の表になってございますので、加納委員が御指摘の部分については、別途相談・通告件数というものがございまして、改めてお示しします。

◆（加納委員） それでは、それをいただいてから、また議論いたしたいと思うのですが、先ほど酒井委員のほうからあった平成27年度の虐待件数。それで、局長たちがいつも言っている究極の虐待。死亡してしまったということです。それが新聞報道でも2件、ともに港北区という残念なケースなのでございますけれども、その新聞発表だとか、そういったものをいただきました。

そこでお聞きしたいのは、この中に母子訪問があるではないですか。両方とも母子訪問。児童相談所もかかわらない、それから区役所も実はかかわっていないのです。でも、母子訪問と健診はかかわっています。ここで言う母子訪問は何なのですか。確認だけいたします。

◎（田中こども青少年局長） 横浜市が委嘱いたしました母子訪問指導員が主に第1子を出産した家庭を対象に新生児の訪問指導を行います。第1子以外でも1子から2子以降にかなり年数があいてるとか、そういった場合等を含めて、最近の子育てで相談したいとかというお申し出等があれば、地区担当の保健師が個別に適切な対応をとっております。

◆（加納委員） そうすると、新生児訪問があるではないですか。これが母子訪問ということでもいいのかな。

◎（田中こども青少年局長） 新生児訪問は母子訪問の1つということになります。

◆（加納委員） それから、お母さんが不安だとか、心配だといって行政に願います。それで、訪問するというのも入っているのかな。

◎（田中こども青少年局長） そのとおりでございます。

◆（加納委員） そうすると、先ほど酒井委員が言っていた港北区の2例は、ともに母子訪問があったというのだけれども、これは新生児訪問だけだったのか。お母さんのほうから、御家族のほうから、心配だったので来て下さいといって訪問したのか。その辺の確認だけさせてくれませんか。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 新生児訪問のみでございます。

◆（加納委員） そこで、資料の一番最後に今後の対応とあるではないですか。それで、何でもそうだけれども、外部有識者による検証実施をすとかしないとか検討とかがあるではないですか。今回の港北区の2例はともに検討と書いてある。ということは、実施まで至っていないのです。なぜかという、区役所もかかわっていません。児童相談所もかかわっていません。したがって、検証しようがありませんということなのかもしれないのだけれども、平成25年の栄区の揺さぶりも、酒井委員が言っていた港北区の2例と一緒に児童相談所もかかわらない、区役所もかかわっていないという案件だよ。死んでしまったし、逮捕されたから、たしか外部有識者でやった。やってみたら、現状では考えられないことがいっぱい出てきた。お母さんだけだと思ったら、実際はお父さんがいる期間は養育していたから、本当はお父さんのところに行けばよかったのに行けていなかったとか、その関係でお父さんが手をかけてしまったとか、いろいろな事例が出てきた。ということがあると、行政がかかわってなくても、外部有識者を通して検討すべきだと僕は思うのです。

国は平成 20 年に死亡事例があろうとなかろうと、児童相談所や区役所がかかわる、かかわらないにかかわらず、亡くなったことについては全て検証すべきが望ましいと言われている。

そこで提案なのだけれども、本市として亡くなった案件については、国からの意向もあるし、本市として栄区のように検証しなければわからなかったことがいっぱい出てきているわけです。ということからすると、国の通知に合致する形で横浜市も外部有識者による検証実施は、亡くなった事案については、それからこれは必要と思ったことについては、全てやるべきだと思うのだけれども、局長のお考えをお聞かせください。

◎（田中こども青少年局長） 基本的には、私ども究極の虐待事案については、外部有識者による検証は必要だと思っております。ただ、事案によっては、御家族の方の協力が得られない、もしくは司法的な判断がどうされるかまだ微妙な状況の中で情報が集められるかどうかということも考えまして、御報告時点で検討という言葉を使っておりますけれども、基本的には外部有識者による検証はしていきたいと考えています。

◆（加納委員） 担当している細野部長にも聞きたいのだけれども、究極の児童虐待については、栄区の事例が示すように、横浜市は全てやるべきだと思うのだが、現場の部長としていかがなのですか。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） ただいま局長も答弁いたしましたとおり、1人の子供の命が奪われてしまったということは、非常に重い事実であるという認識を持っております。そこで、子供と親を支えるための事業を一層充実させるためにも検証が必要になってくるだろう。ただ、話にもありましたように、検証の中身については、情報の多寡がございます。司法的なことでなかなか出てこない情報とかがございますので、そこをできるだけ丁寧に検証を進めてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） ぜひお願いしたい。全国でどこの自治体がどこまで進んでいるかわからないのだけれども、児童虐待のデータを見たり、それから、今酒井委員からあった短期間のうちに2件も――新聞報道されているのは2件だけれども、本当はもう一件あるのだろうが、そういったことを考えると、しかも港北区は、出生率だとか、いろいろな数が多分多いのです。だから、本当にマンパワーが足りているのかどうかということもあるし、本当に人をつけてあげたいと思うし、どれだけの見方をしたら予防できるか、察知できるかということを見ると、そこに人とお金も投入しなければならないだろうし、そう考えると、何が問題だったのかということをしっかり検証した上で、その情報をいかに本市全体に周知するかというのは大きいのです。だから、このケースで死んでしまったけれども、これは関係ありませんと言わないで、国からも通知が来ているのだから、なるべく本市は全ての事例は検証するというのを検討していただいた上で、また御報告ください。

次に、裏面に経路別件数があります。それで、私も随分昔にこども青少年・教育委員会にかかわったのだけれども、最近なかったもので、資料を見ると、いまだに警察からの通報が多い。ただ、もう一つ大事なのは、歯医者も含めた医療機関からの通報をどうするか。それから、病院だけではなくて開業医含めて、医療機関からどのような情報をいただけるか、これも大きいのです。

それで、以前私がかかわったのだけれども、こういうのをつくったでしょう。これは全国的にも珍しいし、全国的にもよくつくられたな。実はこれをつくるのは大変な思いをしたわけです。それは私もよくわかっていて、やっとできたのだなということです。医療機関からの情報をどうもらうか。

この資料を見ると、まだまだ少ないです。ただ、調べたら、大きな病院だとか、いろいろなところにはそれなりの周知はされていると言うけれども、この数字を見ると、まだまだ足りないと思う。

ということで、これをつくられて、現在どのような周知を医療機関でやっているのかだけ教えてください。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 先ほど加納委員からも御指摘いただきました栄区での揺さぶりによる事件、これをきっかけにしまして、この中で父親への周知、それか



ら医療機関にきちんと関心を持っていただこう。そういう流れがしっかりと出てまいりました。それは、まさに検証の中で出てきたわけでございます。その検証を踏まえまして、横浜市児童虐待防止医療ネットワークをつくりまして、現在 12 の大きな病院が参加していただいている。そして、12 の病院の中では、それぞれに院内の虐待防止委員会というのが設置されて、虐待事例などについて報告いただいているところでございます。

ただ、御指摘のように、全ての診療所等々の医療機関などに十分に周知がされているという状況ではございません。そこで、先ほど委員もお持ちでしたけれども、「届けてください」…小さな命を守るために」という冊子と通知をするための様式、これを作成して、いろいろな機会に医療機関の御理解を得るための活動をしているところです。

まだこれからいろいろな機会を捉えて、こういった広報を広めて、一人でも多くのお医者様がこういうものを知っている、そしてまた活用されるという形で展開していきたいと考えております。

◆（加納委員） 最後にします。

栄区の件は、平成 23 年 3 月か何かに発生して、検討委員会が平成 25 年に行われたという流れでしょう。実は、これはもっと前から皆さん方の同僚や先輩なんかがやっているのです。だから、しっかり徹底してもらいたいということをお願いしておきます。

そうすると、この資料に書かれている医療機関がこんなパーセントでは、本来は違うよということを含めて、さらなる周知徹底をお願いします。

それから、最後にしますけれども、今まで児童虐待及びそれを疑われる事例があつて、私どももいろいろ指摘いたしましたり、その都度その都度皆さん方から再発防止策をとということで、いろいろと御答弁もいただきました。では、それがどうなっているのかということの検証だとか何かが議会側としても、なかなか見えてこない部分が僕からするとある。そこでお願いなのは、平成 25 年の栄区の報告で、今後の改善への提言とあるではないか。今回、港北区で言われている児童相談所もかかわっていない、区役所もかかわっていません。そうはいったってかかわっているのだけれども、それと全く同じ事例が栄区であったやつではないか。そうでしょう。だから、それでやってきたら、実はもう少し区役所がこうすればよかったとか、いっぱい出てきた。それをあえて事例検証による改善への提言と書かれている。提言が幾つかあり、それが、その後どうなったのかというのを資料としていただけますか。提言されましたよね。それについて、今日までこども青少年局として児童虐待を防止するために、提言に沿ってどういう改善をしてきたのかというのがわかる資料をぜひいただけないかなと思うのですけれども、局長いかがでしょうか。

◎（田中こども青少年局長） 状況を確認して、作成いたします。

◆（加納委員） 児童虐待による死亡、そしてまたこれだけ相談件数も多いし、ぜひ行政の皆さん方と一緒にあって、何とかこれを減らしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。